

名古屋市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度に係る 取扱事業者の登録申請について（及び記載例）

1 事業者登録にかかる提出書類

名古屋市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度の取扱事業者として登録いただくには、次の書類を提出していただく必要があります。

- (1) 名古屋市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度 取扱事業者登録及び代理受領に係る届出書（様式第1号）
- (2) 名古屋市福祉用具購入費受領委任払い制度に係る誓約書（様式第2号）

2 事業者登録の方法

事業者登録は、福祉用具販売事業所ごとに行っていただきます。

複数の事業所をお持ちの場合には、それぞれの福祉用具販売を行う事業所ごとに登録をしていただくため、登録申請に際して提出していただく届出書等は、登録を行う事業所の箇所数分ご用意いただく必要があります。

なお、様式第1号、様式第2号いずれの様式も、申請者欄は事業者代表者名でご記入いただき、印鑑は代表者印をご押印ください。

3 福祉用具購入費の代理受領

事業者代表者の方が、福祉用具購入費の代理受領者となります。そのため、「名古屋市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度 取扱事業者登録及び代理受領に係る届出書（様式第1号）」は、事業者代表者のお取引のある金融機関についてご記入ください。

なお、福祉用具購入費は登録する事業所ごとに受領することも可能です。その場合には、事業者の代表者から事業所の代表者等への委任状（別紙）が必要となります。

4 申請書類の記入上の留意事項

- (1) 様式第1号「名古屋市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度 取扱事業者登録及び代理受領に係る届出書」（「届出書等記載例」の「1 第1号様式」パターン1～3 参照）

- 申請者欄は、事業者代表者名となります。
- 事業所番号欄には、特定福祉用具販売事業者として都道府県等から指定を受けている番号を記入ください。
- 複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分の届出書が必要です。
- 登録する事業者がお使いになっている金融機関口座を記入ください。この金融機関口座が受領委任払い契約に基づき、利用者に代わって福祉用具購入費を受領するための口座となります。また、お使いになる口座は、個人名義口座ではなく、事業用の口座をお使いください。
- 福祉用具購入費の代理受領者は、事業者代表者の方が原則となりますが、登録する事業所ごとに受領することも可能です。その場合には、事業者の代表者から事業所の代表者等への委任状（「届出書等記載例」の「3 委任状」参照）が別途必要となります。また、複数の事業所の登録を行う場合には、委任状も事業所ごとに作成する必要があります。

(2) 様式第2号「名古屋市福祉用具購入費受領委任払い制度に係る誓約書」(「届出書等記載例」の「2第2号様式」参照)

本市の福祉用具購入費受領委任払い制度に登録いただく事業者の方々には、介護保険法等の法令等を遵守いただくのはもちろん、その他本市の福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者として遵守いただく内容について誓約書の形にしたものです。

○申請者欄は、事業者代表者名となります。

○名古屋市提出用と事業者控えの2部を作成し、2部とも提出してください。

○複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分だけ、名古屋市提出用と事業者控えをそれぞれ作成し、提出してください。

5 登録完了後

登録が完了いたしましたら、「名古屋市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者登録通知書」にてその旨を通知するとともに、事業所控えとして「名古屋市福祉用具購入費受領委任払い制度に係る誓約書」を1部送付いたします。

当該通知書等は事業者の住所あてに送付しますので、事業所の住所への送付をご希望の際は、届出書の右上に鉛筆書きでその旨記入ください。(付箋等へのメモ書きは、散逸の恐れがあるためおやめください。)

通知書等の送付は、12月下旬を予定しております。届出書の提出が12月中旬以降となった場合は登録次第順次送付します。

6 受領委任払い制度取扱事業所の利用者への広報は

取扱い事業者として登録いただいた事業者の方々については、一覧を作成し、区役所窓口に設置のほか、NAGOYA かいごネットへの掲載を予定しています。

7 その他

事業者登録にかかる申請書類の記載についての照会は、次までお願いします。

お問合せ先 (担当 西本)

電 話 052-972-2594 F A X 052-972-4147

e-mail a2594@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp